

Shell Argina S2

シェル アーギナ S2

- 中速トランクピストンタイプディーゼルエンジン油 -

シェル アーギナ S2 は、高粘度指数の基油に酸中和性、清浄分散性、酸化安定性、防錆性、耐荷重性、消泡性等の性能を向上させる添加剤を配合した中速トランクタイプディーゼルエンジン油です。

シェル アーギナ S2 は、硫黄含有量 2% 程度までの A/C ブレンド燃料を使用するエンジンに適します。

シェル アーギナ S2 の特徴

1. エンジンの腐食摩耗を防ぎます

重油が燃焼すると、強酸性物質が生成され、その結果、シリンダライナやピストンリングの腐食摩耗が増加します。

シェル アーギナ S2 は、強力な酸中和能力を持っていますので、生成した強酸性物質を速やかに中和し、腐食摩耗を防止します。

2. ピストンを清浄に保持します

シェル アーギナ S2 は、高度の清浄性能を持っていますので、ピストンリングランド、ピストンリング溝を清浄に保ちます。特に、高温における清浄性が優れています。

3. クランクケース内部を清浄に保ちます

トランクピストンエンジンは、燃焼生成物がエンジン油中に混入し、エンジン油を汚損させます。このためエンジン油は分散性が必要です。特に重油を使用する場合には、優れた分散性が必要となります。

シェル アーギナ S2 は、優れた分散性を有し、燃焼生成物を微細な粒子として分散保持させ、クランクケース内部のスラッジ生成を防止します。

4. 歯車用潤滑油としても使用できます

シェル アーギナ S2 は、優れた耐荷重性能を持っていますので、減速機等の歯車用潤滑油として極めて満足に使用出来ます。3

5. 混入水分の分離が可能です

一般的に清浄分散性を有するエンジン油は、水分混入により、乳化やスラッジが生じ易い傾向がありますが、シェル アーギナ S2 は、優れた清浄分散性と併せて、優れた水分離性を持っていますので、偶発的に水が混入した場合も、遠心分離機で油中の水分を分離することが出来ます。

6. 使用油種の低減

シェル アーギナ S2 は、非常に幅広い性能を持っていますので、船内で使用する潤滑油の種類を少なくすることが出来ます。

シェル アーギナ S2 代表性状								
項目 粘度 グレード	密度 (15) g/cm ³	引火点 (開放式)	流動点	色	動粘度 mm ² /s		粘度 指数	塩基価 mgKOH/g 過塩素酸法
					@40	@100		
30	0.893	266	- 22.5	L3.0	98.3	11.6	106	20
40	0.897	280	- 27.5	L3.0	125.0	13.6	105	20

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更される場合があります。(2017-05)

** ア-ギナ S2 30, 40 は両油とも可燃性液体類です。

シェル アーギナ S2 の販売荷姿 : 200Lドラム

使用上の留意点

- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



取扱上の注意 下記の注意事項に従ってお取り扱いください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1